

13 条適用外奨学生についての判断基準と推定条件

- a) 13 条適用外奨学生の基準については、従前通り、一般学生と同じ条件の下で、かつ、同じ基準によって、奨学金を受けるか否かという一般的基準で判断する。
- b) 13 条適用外奨学生の基準に該当するか否かの判断に資するため、13 条適用外奨学生と推定する条件を明示する。

記

奨学生のうち、次の 3 つの要件のいずれをも満たす場合は、この制度により受け取る奨学金は、「選手又は部員であることを理由として」支給されるものでない(13 条適用外奨学生)と推定される。
第 1 の要件 奨学生に関する制度が事前に定められており、その制度の内容が公開されていること。

第 2 の要件 次のいずれかを満たすこと。

- ① 経済的条件で一律に特典を与えること
- ② 経済的条件に加えて、学業優秀、芸術やスポーツなどに優れた能力を有する場合などの条件を要件とする場合においては、経済的条件については同一として野球の能力が高いことをもって特別な扱いをしないこと

第 3 の要件 次のいずれかを満たすこと。

- ① 特典を受ける者の特典内容が同一であること
- ② 複数の特典内容があり、特典を受ける者により特典内容が同一でない場合には、特典内容は経済的条件ごとに定められており、野球の能力が高いことをもって特別な扱いをしないこと

- c) 13 条適用外奨学生に与えられる特典は、用途を限定しない金銭の付与も許される。